最終更新日：2015年6月23日
ジェコス株式会社
代表取締役社長　弓場　勉
問合せ先：総務部03-3660-0776
証券コード：9991
http://www.gecoss.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業の社会的な責任が一層その重要性を増しているなか、経営の透明性・健全性・コンプライアンスを確保した活動を通じて社会に貢献するとともに、企業価値の最大化を目的とした内部統制を確立することがコーポレートガバナンスの基本と考えております。
当社は、この基本的な考え方に基づき、各ステークホルダーへの説明責任を重視し、適切な情報開示を行い信頼関係の構築に努めるとともに、監査機能の独立性を確保するなど、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| JFEスチール株式会社 | 18,527,900 | 50.90 |
| JFE商事株式会社 | 2,965,000 | 8.15 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,783,500 | 4.90 |
| ジェコス取引先持株会 | 855,065 | 2.35 |
| ジェコス社員持株会 | 527,231 | 1.45 |
| JFE商事石油販売株式会社 | 522,720 | 1.44 |
| JFE商事コイルセンター株式会社 | 510,983 | 1.40 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 486,500 | 1.34 |
| 株式会社三井住友銀行 | 432,322 | 1.19 |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 388,200 | 0.86 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 （上場:東京、名古屋）（コード） 5411 |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 卸売業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社親会社及びそのグループ企業は当社の重要顧客でありますが、取引条件は市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

JFEスチール株式会社は、当社議決権の50.99%を保有する親会社であり、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社はJFEスチール株式会社の完全親会社であります。兼任役員、受け入れ出向者の状況といたしましては、JFEスチール株式会社から兼任監査役が就任しているほか、JFEスチール株式会社から出向者を受け入れておりますが、兼任役員の就任や出向者の受け入れが当社独自の経営判断を妨げるほどのものではないため、親会社等からの独立性を確保しているものと認識しております。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 11 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 7 名 |
| 社外取締役の選任状況 更新 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 1 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 小野武彦 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | △ | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 小野武彦 | ○ | 小野武彦氏は、清水建設株式会社の出身であり、当社は同社と建設仮設材の賃貸及び販売等の取引関係がありますが、同氏は平成27年6月22日に同社特別顧問を退任し、また、当社と同社との間には資本関係もないことから、同氏の当社における社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと考えております。 | 同氏は、建設業界についての豊富な知見を有し、また平成24年度公益社団法人土木学会会長を務める等、高い見識も併せ持つことにより、社外取締役として当社のガバナンス強化の役割を担うとともに経営に貢献して頂けるものと判断しております。同氏は当社と直接の利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれのないことから、社外取締役に適格であると判断しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| | |

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 | 4 名 |

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

各監査役と会計監査人は定期的又は必要に応じて意見交換を行ない（平成26年度は6回）、情報共有化を図ることで相互の連携を高めております。
各監査役は内部監査部門と定期的又は必要に応じて意見交換を行ない（平成26年度は12回）、情報共有化を図ることで相互の連携を高めております。
当社は会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、谷上 和範、市之瀬 申、稲吉　崇の計3名です。また当社の監査業務に従事した補助者は公認会計士12名、会計士補等3名、その他6名です。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2 名 |

## 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 江口忠夫 | 他の会社の出身者 | | | | | △ | | | | | △ | | | |
| 鈴木和幸 | 他の会社の出身者 | | | | | △ | | | | | △ | | | |
| 山口陽子 | 他の会社の出身者 | | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

## 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 江口忠夫 | ○ | 江口忠夫氏は、当社の兄弟会社であるJFEエンジニアリング株式会社の出身であり、平成27年6月23日に同社監査役を退任いたしました。当社と同社との建設仮設材の賃貸及び販売等の取引規模は僅少であり、当社と同社は資本関係もないことから、同氏の当社における社外監査役としての独立性に影響を及ぼすものではないと考えております。 | 同氏は、他社において執行役員、監査役としての経験があり、企業活動に関する豊富な知見を有していることから、当社監査役としての見識、資質を十分に備えているものと考えております。同氏は当社との直接の利害関係はなく、一般株主とは利益相反が生じるおそれがないことから、社外監査役に適格であると判断しております。 |
| 鈴木和幸 | ○ | 鈴木和幸氏は、平成23年6月にJFE商事ホールディングス株式会社(平成24年4月に当社兄弟会社であるJFE商事株式会社に吸収合併)取締役を退任した後、JFE商事株式会社の影響を受ける立場にはありません。当社はJFE商事株式会社との鋼材の仕入等の取引関係はあります | 同氏は、他社において取締役、監査役としての経験があり、当社と関係の深い鉄鋼業界に関する知識と企業活動に関する豊富な知見に加え、4年間の当社社外監査役としての実績から、当社監査役としての見識を十分に備えているものと考えております。同氏は当社との直接の利害関係はなく、一般株主とは利益相反が |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | が、同氏の当社における社外監査役としての独立性に影響を及ぼすものではないと考えております。 | 生じるおそれがないことから、社外監査役に適格であると判断しております。 |
| 山口陽子 | | 現在、当社の親会社であるJFEスチール株式会社に在籍しております。 | 山口陽子氏は、現在、JFEスチール株式会社の監査役事務局部長の要職にあり、監査役の職務にも精通しており、また、当社と関係の深い鉄鋼業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、当社監査役としての見識、資質を十分に備えているものと考えております。なお、同氏は親会社の業務執行者でありますが、そのことが監査を阻害する要因とはならないと考えております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 3 名 |

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 | その他 |

該当項目に関する補足説明 更新

業績等を勘案し、報酬、賞与の決定を行っております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期に係る取締役および監査役に対する報酬等の内容は以下の通りであります。
取締役8名　208百万円
監査役5名　40百万円(うち社外　4名　24百万円)
(注1)上記支給額には、平成27年6月23日開催の第48回定時株主総会において決議された役員賞与46百万円(取締役43百万円、監査役3百万円)を含んでおります。
(注2)上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額29百万円(取締役24百万円、監査役5百万円)を含んでおります。
(注3)上記支給額の他、平成26年6月26日開催の第47回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し4百万円支給しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の額に関しては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、業績等を勘案の上決定しております。なお、平成24年6月28日開催の株主総会において、取締役報酬額(使用人兼務役員の使用人給与相当額を除く)を月額15百万円と決議しております。また、平成18年6月29日開催の株主総会決議により監査役報酬限度額を月額6百万円としております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役をサポートする専従スタッフは配置しておりませんが、総務部において必要に応じてサポートし、社外監査役については監査役室を設置し、専任スタッフ2名を配置する体制にしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

(a)取締役は、毎月定例的に開催される取締役会において、業務執行の状況を報告しております。
(b)取締役会の意思決定、取締役の業務執行等については、各監査役が取締役会等に出席するほか、必要に応じてヒアリングを行なうなど、監査を行なっております。
(c)経営会議は、社長を議長とし、議長が選任した取締役、監査役、執行役員により構成され、経営の基本方針、事業計画、重要な設備投資、投融資に関して審議を行なっております。
(d)各部門の業務執行については、独立部署である監査部により定期的に監査を行なっております。
(e)CSR推進委員会は、委員長である社長を中心に、人事労働部会、安全・防災・BCP部会、内部統制・コンプライアンス部会、CSR意識・活動定着部会で構成され、事業継続を含めたCSR全般の事項について、全社的に推進を図っております。
(f)投融資諮問委員会は、総務部長、財務経理部長及び経営企画部長で構成され、重要な設備投資、投融資に関して審議を行なっております。
(g)当社は、執行役員制度を採用しており、経営の意思決定および業務監督機能と業務執行機能を分離し、経営に対する権限と責任の明確化を図っております。
(h)当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役と責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、公正で透明性の高い経営の実現と、効率的な事業運営を行うことによる企業価値の最大化を図る目的から、監査役制度を採用しております。また、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図る目的から社外取締役を選任し、取締役の任期を1年にいたしております。社外取締役1名を含む7名から構成される取締役会が、業務執行に対する適切な監督機能を発揮するとともに、社外監査役3名を含む4名から構成される監査役会が経営を監視し、会計監査人を含めた三者によりガバナンス体制の強化に万全を期しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 平成27年6月23日開催の第48回定時株主総会に係る招集通知につきましては、法定期日の3営業日前にあたる6月3日に発送いたしました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 第48回定時株主総会を平成27年6月23日に開催いたしました。 |
| その他 | 定時株主総会に係る招集通知及び決議通知をホームページに掲載しております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 第2四半期、期末決算ごとにアナリスト向けの決算説明会を開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページにおいて、『投資家情報』のセクションを設け、有価証券報告書、決算短信、株主通信のほか、業績推移をはじめとする財務情報や株式情報など当社の現状を適切に理解、評価するために有用と思われる資料を掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 1.IR担当部署：総務部<br>2.IR担当役員：総務担当役員<br>3.問合せ先責任者：総務部長 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 企業市民としての意識の高揚と社会的責任の一端を担うとともに、関連する人々の幸福を確保するため、ジェコスグループ行動憲章を制定し、企業活動の規範としております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 産業廃棄物原状回復基金への出えんのほか、環境負荷軽減商・製品の開発を行うなど、事業を通じても環境保全に努めております。また、CSR推進委員会および各部会を設置しCSRを推進しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | ジェコスグループ行動憲章において、企業市民として株主をはじめ広く社会とのコミュニケーションを図ることとしております。 |
| その他 | 当社は、役員11名のうち1名が女性です。（役員のうちの女性の比率9.1%） |

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制体制構築の基本方針】
当社の企業理念、グループ行動憲章ならびに定款、取締役会規程等をはじめとする、業務遂行に関わるすべての規範、規程、規則、指針、運用細則等(以下「諸規程・規則」)は包括的一体として、当社の内部統制体制を構成するものである。従い、当取締役会として、諸規程・規則が遵守されるよう図るとともに、企業活動に関わる法令変更あるいは社会環境の変化に従い、更に業務の効率性の観点において、当社の体制および諸規程・規則について適宜の見直し、修正が行われることにより、上記法令の目的・趣旨が実現されるよう努めるものとする。

1. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制
(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
a. 重要事項は取締役会において審議をすることとし、業務執行は代表取締役社長のもと、職務権限規程その他関係諸規程に則り、各業務担当執行役員がこれに当たるものとする。
b. CSR推進委員会を設置し、内部統制システム構築に向け継続的見直しおよび整備を行うとともに、同委員会内に設置するCSR意識・活動定着部会を中心に倫理ホットラインの適正な運用を図る。
c. 監査部により法令、規程等に則っているかの適正性の監査を行う。
d. 関係法令の改正等に対しては、各執行部門において適宜検証し、必要に応じ社内規程を改正するとともに、継続的に見直しをするほか、コンプライアンス等について社内教育を行う。
(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 毎月定例的に開催する取締役会において重要事項を決定するほか各取締役の業務の執行状況について報告するとともに、必要に応じて経営会議等会議体の審議を経て、職務権限規程等に則り決定する。
b. 取締役会等の会議体の審議の充実を図る。
c. 取締役会規程、職務権限規程、稟議規程等業務執行、意思決定に係わる社内規程を継続的に整備し、効率的業務の執行がなされるよう図る。
d. 重要事項について取締役会その他で意思決定をする際には、関係する執行部門の意見を聴取するほか必要かつ適切な情報が提供されるよう図る。
(3) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
a. 取締役会議事録を作成するとともに、意思決定、職務の執行に係わる情報は、稟議規程、文書保存規程に則り、検索可能な状態で適正に保存、管理する。
b. 職務の執行上取扱う情報等は、情報管理規程、個人情報管理規程および情報システム・セキュリティ管理規程のほか、関連諸規程に則り適正に管理する。
(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a. 業務執行上のリスクに関しては、業務担当執行役員の指示のもと継続的にその把握と対応に努めることとしており、重要事項に関しては必要に応じて関連諸規程にしたがい取締役会等において審議検討することとする。
b. 上記a.のほかCSR推進委員会と同委員会内に設置する人事労働部会、安全・防災・BCP部会、内部統制・コンプライアンス部会、CSR意識・活動定着部会等により全社横断的にリスクの把握に努める。
c. 情報開示体制を整備し、適正な情報開示に努める。
d. 災害、事故等のリスクに関してはリスク管理規程を制定しリスク管理体制の充実を図る。
(5) 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
a. 当社は、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社およびJFEスチール株式会社の子会社であり、親会社が保持するJFEグループとしての、倫理法令遵守、リスク管理、財務報告・情報開示などの体制のなかに、当社および当社傘下のグループ会社の体制が組み込まれることにより、企業集団としての体制が構築されている。当社は、当社および当社傘下のグループ会社から形成する企業グループ全体として内部統制体制を構築する。
b. 当社は、グループ経営に関する重要事項ならびに当社傘下のグループ会社の重要事項(損失の危険の管理に関する事項を含む)について、当社取締役会規程や当社が定める関係会社管理規程等により決定手続等を定め、適切な会議体において審議・決定し、または報告を受ける。
c. 当社は、親会社が設置するグループ・コンプライアンス委員会のもと、CSR推進委員会を設置し、当社および傘下のグループ会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督するとともに、親会社のグループ・コンプライアンス委員会と連携し、倫理法令遵守の経営を推進する。当社傘下のグループ会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および性質を踏まえ、必要な倫理法令遵守体制を整備する。
d. 当社は、倫理ホットラインについて、当社および当社傘下のグループ会社を含むグループ全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として、当社の使用人のほか当社傘下のグループ会社の使用人等も利用者として整備し、適切に運用する。
e. 当社の内部監査部門は、親会社の内部監査部門と連携し、当社および当社傘下のグループ会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について監査する。
f. 当社および当社傘下のグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

2. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役と事前に協議し、使用人を配置する。
(2) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室の使用人人事に関しては監査役と協議する。
(3) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
当該使用人は、監査役の指揮命令下で監査役監査に関する業務を行う。
(4) 監査役への報告に関する体制
a. 取締役、執行役員および使用人は取締役会ほかの重要会議の開催を監査役に通知し、監査役はそれら重要な会議に出席し報告を受けることができるものとする。
b. 取締役、執行役員および使用人は必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況(当社および当社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む)を報告する。当社傘下のグループ会社の取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。
c. 当社は、倫理ホットラインについて、監査役に対して直接通報または相談を行うことができる制度として整備する。また、倫理ホットライン事務局等が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役会、監査役に対して、その都度内容を報告する。
(5) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、倫理ホットラインについて、監査役に法令違反行為等を通報または相談した者および通報または相談された法令違反行為等を監査役会、監査役に報告した者が不利な取り扱いを受けないことを規程に定め適切に運用する。
(6) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払いまたは償還に応じる。
(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 取締役、執行役員および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、当社傘下のグループ会社調査、当社傘下のグループ会社監査役との連携等、監査役の活動が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。
b. 監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果(当社または当社傘下のグループ会社の重要事項を含む。)について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

【内部統制システムの整備の状況】
内部統制の状況といたしましては、各部門間の業務執行に関し相互牽制が働くよう、社内諸規程を定めるなど監視体制を整備しており、主なものは以下のとおりであります。
・申請部署の部長による経費等の支払承認の後、財務経理部による支払手続を実施することで、不正を未然に防止する仕組みが確立されております。
・営業部門から独立した事務管理部において、売上債権、仕入債務の管理を実施することで、誤計上や債権回収遅延を防止する仕組みが確立されております。
・財務経理部により、取引先の信用度合に応じた与信限度を設定することで、貸倒損失の発生を極少化する仕組みが確立されております。

【リスク管理体制の整備の状況】
当社は、企業の継続において内部統制体制の充実は最重要課題であると位置付けており、その一環として、リスク管理規程を制定し、経営危機発生時における対応等を定めているほか、CSR推進委員会を設置し、内部統制制度、コンプライアンス体制等の強化を図っております。
加えて、特に災害等のリスクに対しては、総務部及び安全・防災・環境管理部を中心に災害発生時の対応や連絡網の整備など、危機管理体制の充実を図っております。

【子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況】
当社は、取締役会規程、関係会社管理規程に則り、子会社の業務執行における一定の重要事項について当社取締役会での機関決定手続を定め、承認または報告を求めるとともに、子会社各社に対し定期的に内部監査を実施しております。また、当社役職員を子会社の取締役や監査役に派遣することで、子会社における統制状況をモニタリングしております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】
当社では、取締役会決議により「ジェコスグループ反社会的勢力への対処方針」を定め、本方針に基づき組織的・統一的な対応を進めていくことにより、健全な会社運営の確立を図っております。
「ジェコスグループ反社会的勢力への対処方針」
反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行ない、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

【反社会的勢力排除に向けた整備の状況】
(1)ジェコスグループ行動憲章
ジェコスグループ行動憲章の中で、「市民社会を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」旨を明記しております。
(2)研修活動の実施状況
反社会的勢力対応マニュアル、コンプライアンスガイドブック等の配布のほか、適宜、反社会的勢力に関する情報を当社各部門及びグループ各社に伝達することで対応基準等の周知徹底を図っております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

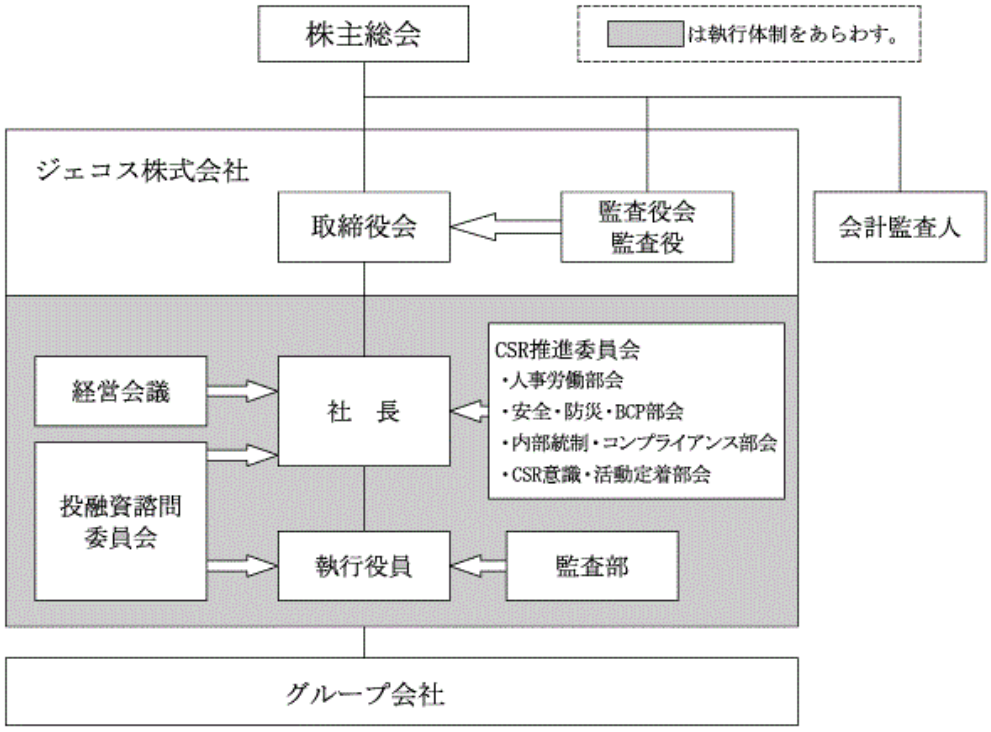
【適時開示体制の概要】

当社は、取締役会の運営事務局である総務部が重要事実の判定部署であり、また情報開示部署でもあることから、当社情報、子会社等情報を問わず情報が集中する体制となっております。

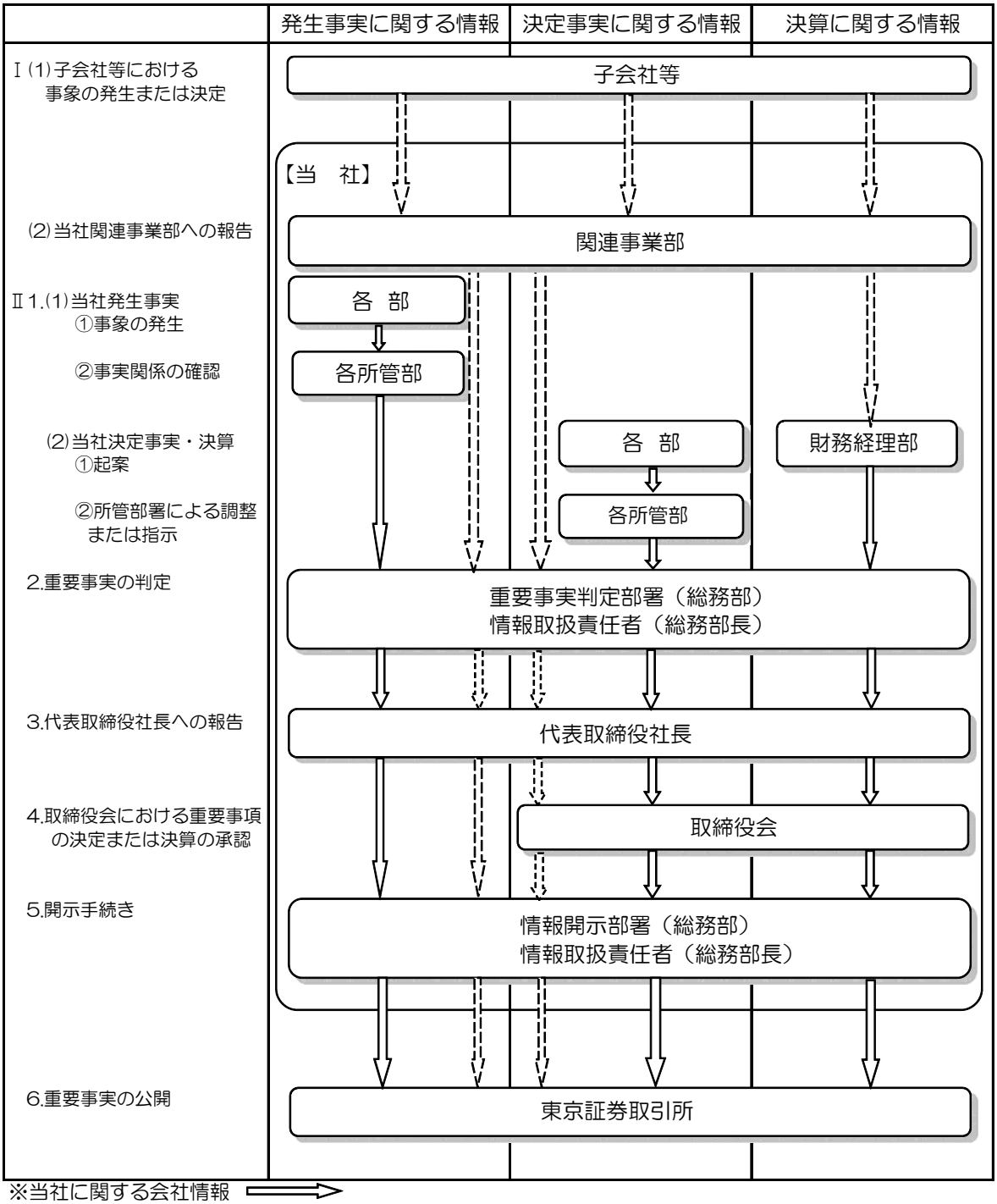
具体的には、子会社等情報については関連事業部を通じて、また、当社情報に関しては、それぞれの部署が当該事項を所管する部署を通じて重要事実判定部署である総務部に報告するよう、指導、徹底を図っております。

重要事実判定部署である総務部は当該報告を受けた後、発生事実に関する情報については、代表取締役社長に速やかに報告するとともに、直ちに開示手続きをとり、決定事実または決算に関する情報については、取締役会による承認の後、速やかに開示しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】


発生事実に関する情報
決定事実に関する情報
決算に関する情報
Ⅰ(1)子会社等における
事象の発生または決定
子会社等
【当　社】
(2)当社関連事業部への報告
関連事業部
Ⅱ1.(1)当社発生事実
①事象の発生
各　部
②事実関係の確認
各所管部
(2)当社決定事実・決算
①起案
各　部
財務経理部
②所管部署による調整
または指示
各所管部
2.重要事実の判定
重要事実判定部署（総務部）
情報取扱責任者（総務部長）
3.代表取締役社長への報告
代表取締役社長
4.取締役会における重要事項
の決定または決算の承認
取締役会
5.開示手続き
情報開示部署（総務部）
情報取扱責任者（総務部長）
6.重要事実の公開
東京証券取引所
※当社に関する会社情報
※子会社に関する会社情報